#### 1 精神疾患に係る見直しの視点

「東京都障害者・障害児施策推進計画」の改定、及び精神保健福祉法の改正法案の廃案などの動きを踏まえ、記載内容を見直し

### 2 見直しの背景等

- <u>精神保健福祉法の改正法案が廃案</u>となり、<u>現行の精神保健福祉法に基づく</u>措置入院者等の退院後支援 計画の作成等を盛り込んだ「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」の発 出を受け、<u>令和2年1月に「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」を策定</u>(令和2年度 から本格実施)
- 障害を理由とする差別の禁止や、<u>「合理的配慮の提供」の民間事業者への義務化</u>等を盛り込んだ、<u>東</u> 京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例を平成30年10月に施行
- 国指針の一部改正を受け、<u>東京都障害者・障害児施策推進計画の改定を検討中</u>。入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援等の課題に対応し、<u>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</u>を一層推進すること等が必要
- <u>都立(総合)精神保健福祉センターを東京都の依存症相談拠点に設定</u>したほか、<u>ギャンブル等依存症</u> 対策基本法が施行される等、取組みの一層の推進が必要
- <u>災害拠点精神科病院及び都独自の災害拠点精神科連携病院を指定</u>
- <u>新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下においても「精神科救急医療体制」の安定的な運用</u>が必要であり、精神科病院に入院中の患者の感染が判明した場合には<u>精神身体合併症救急医療事業等</u>での受入れや、感染予防に取り組む都内精神科病院への支援等を実施

# 3 記載内容の見直し

## (1)課題及び取組に関する事項

主な追加・修正内容	
・東京都障害者への理解促進及び <u>差別解消の推進に関する条例の策定及び条例に基づく今後の取組</u> を記載	
・精神保健福祉法の改正法案の廃案や <u>「東京都における措置入院者退院後支援ガイドライン」の作成</u> 等に ついて記載	
・入院が長期化しやすい <u>難治性の精神疾患を有する患者が専門的治療</u> を受けながら地域で安心して生活で きるようにするための <u>支援体制の検討等</u> について記載	
・ <u>ギャンブル等依存症対策基本法の策定</u> や、現在の都の取組( <u>相談拠点の設定、専門医療機関の選定等</u> )、 依存症対策を進めていく上で必要な取組( <u>普及啓発、人材育成、関係機関との連携強化等</u> )等について記載	
・中核的な医療機関を中心に <u>他圏域との連携の一層強化</u> を行っていくことについて記載	
・ <u>災害拠点精神科病院及び都独自の災害拠点精神科連携病院の指定</u> による災害時の受入れ体制の整備について記載	
・ <u>精神身体合併症救急医療事業等での新型コロナウイルス患者の受入れ</u> や都内精神科病院における <u>院内感染防</u> <u>止の取組等への支援</u> 等について記載	

### (2)評価指標に関する事項

課題・取組	項目	主な追加・修正内容
地域移行	退院率 (3カ月・6カ月・1年)	<ul> <li>・国指針の一部改正に基づき、<u>目標値を令和5年度末へ再設定(退院率・長期在院者数)</u>並びに<u>新たに項目を追加(平均生活日数)</u>予定</li> <li>※再設定後の目標値については、東京都障害者障害児施策推進計画改定の検討状況を踏まえ、設定を予定</li> </ul>
地域移行	長期在院者数 (入院期間1年以上)	
地域移行	退院後一年以内の地域に おける平均生活日数	
個別課題	災害拠点精神科病院及び 災害拠点精神科連携病院 の指定	・ <u>災害拠点精神科病院</u> 及び <u>都独自の災害拠点精神科連携病院</u> の指定について 新たに項目を追加